

## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大防止について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、外出自粛要請及び緊急事態宣言等を受け、A.I.グローバルグループでは、以下の対策を実施し、業務を取り扱う事と致しますのでお知らせいたします。

- 1) 緊急事態宣言の対象となる東京本部、神田事務所、立川事務所、町田事務所、横浜事務所、大阪事務所、福岡事務所におきまして、事務所の勤務体制を2部体制とし出勤従業員を平常時の50%以下とします。
- 2) 入社時の体温検査を実施し、発熱が認められる従業員を入社禁止とします。
- 3) 在宅勤務・テレワークを推奨し、大人数での会議、支店間の出張等を自粛します。
- 4) お客様と直接ご面談が必要な際は、マスクを着用し、お客様との接触前に消毒用アルコールを使用いたします。

### 司法書士法人における本人確認について

売買当事者の本人確認意思確認に関し、外出を自粛される方については、本人確認等に関する規定基準及び犯罪収益移転防止法等の関連法規に従い、残金決済前の事前対応を実施致します。

#### ① 売主様・買主様の事前対応について

原則として、転送不要扱いの書留郵便等の送付及び電話やテレビ電話を使用し依頼者等の本人確認及び意思確認を実施します。

高齢者等の意思能力の確認等に特別な注意を要する案件については、個別に面談対応をいたします。なお、病院や高齢者施設については面談拒否とする施設が多数のため、関係各所と協議の上、対応を決定いたします。

#### ② 残金決済時の対応について

売主様・買主様の事前対応を行った案件については、登記手続上、残金決済時の出席が不要となります。金融機関の協力を得られる案件については、残金決済時の立会を不要とすることも可能な場合がありますので、金融機関へご確認をお願いいたします。

立会を省略する案件については、仲介業者様所定の書式についての取り付けも登記関係書類と合わせて取り付けをすることも可能です。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解ご了承下さいますようお願いいたします。